

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和5年7月6日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「令和4年1月25日に県に配達されたレターパックによる知事への善処要望＝陳情（書）の監察評価課が取得した年月日の記録（メモ等を含む。）」の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和5年7月20日、実施機関は、条例第12条第3項の規定により、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和5年9月5日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和6年2月9日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、遊びで情報公開請求を繰り返しているのではない。いくら質問を行っても回答を拒否し続ける実施機関の考えを質すため、対応拒否ができないと思われる情報公開請求（以下「公開請求」という。）という手法を使った。初めにお断り、実施機関等は否定するが、審査請求人が提出したのは現時点でも陳情書との考えに変わりはありません。（それを否定されていない。弁明書の中での記述だけで審査請求人宛の指摘ではない。）審査項目4.を参照されたい。

なお、実施機関等は、規則違反、虚偽記述、曖昧な解釈や表現等審査・審議手続等において考えられないような記述が散見される。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）におかれては、審査請求人の条例等の解釈や主張には、同じく条例等の解釈に基づく審査等をお願いしたい。

発端は、被害を受け、余計な労力を強いられたことにある。そして、実施機関は、いまだに条例の害が存在すること、及び後段の命ずることができることについての見解を示していない。実施機関は、事案は終了したと主張するが、当初の照会文にある、保健所の説明責任を果たすよう指導を求めたことは、未だに完了していない。

今回、事案の整理の都合上審査項目を細分化したため、重複記述や順不同が存在することを承知願います。

はじめに、規則違反の元で行われた、虚偽の存在する処分の有効性を問いたい。

審査請求人は、行政事務手続上瑕疵があると考えます。審査項目 3. を参照されたい。

次に、今回の公開請求は、ただの取得年月日だけの問題ではなく、規則に基づく正しい処理が行われておらず、一部の審理終結等は承知の上で、関連する令和 4 年 3 月 14 日付け監第 3001 号及び令和 4 年 6 月 28 日付け監第 3004 号の両公開拒否理由にも関わる問題であり、両件の再審査等も併せて求めます。

理由：今回の拒否理由で文書を取得しておらずの文言は消え、文書不存在としている。つまり文書の取得は認め、自ら公文書管理規則第 3 条違反を認めた。

そのことにより、上記監第 3001 号の拒否理由は虚偽であることが判明した。審査項目 3. を確認されたい。

なお、本審査請求にはなじまないとして、審査等を拒絶される項目については、幾度となくメール等で問合せても、一切回答のなかった件等の一部でもあり、「一被害当事者」として、その拒絶項目について、本通を別紙とする質問書とします。

○審査項目－ 1.

審査請求人は不受理処分のお知らせ後、ある仮説（現段階では確信）を思いついた。

1. これまでの弁明、答申等の傾向として審査請求や反論は無視されていること。

徳島県動物の愛護及び管理に関する不利益処分取扱要綱（以下「要綱」という。）は業とする者を対象と考えていたが、要綱第 6 条は一般の飼い主にも適用される。そして、保健所の条例違反の疑いについて、陳情書右欄に記載したが、審査会は、実施機関の主張する、同じ内容を相手を変えただけとの説明を了とした。しかし、その弁明に何ら根拠は存在しない。あくまで感覚的な主張でしかない。審査項目 0. を参照されたい。

2. 審査請求人が、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例第 17 条第 2 項の適用の可否について、被害の状況をいくら示しても、回答を拒否し続けている。

そして、度重なる回答要求の中で、条例違反による調査を求めても、既に処理済みとして法令違反の判断を避けた。2 度目の通報による不受理についても、問題がないのであれば、理由を法令等の違反の事実はないとしなかったか。

3. 陳情書をレターパックで送付したが、公開請求において、文言は取得せず不存在とし、公開を拒否した。公開請求前に配達済みの通告までも行っても取得せず、文書不存在を理由とすることはあり得ない。審査項目 1. 2. 3. を参照されたい。
4. 陳情書の書式にクレームを付けたり、陳情書は議会に提出するものだと、いい加

減な理由を並べ立てた。いずれの主張にも、説得できるだけの根拠はない。これこそ個人的見解を述べたにすぎない。陳情の意味等は、審査事項4. 5. を参照されたい。

5. 陳情書の取得年月日を質しても、実施機関は一切答えない。ここに、実施機関の管理規則違反が存在する。そして、取得日時によっては、偽造公文書の作成行使の疑いがあると指摘しても、審査会、審査庁とも、この件に一切触れないのはなぜか。

人の尊厳を傷つける可能性もある言葉に、間違いなら反論すべき、反論しない理由は何か説明を求める。それとも各組織とも不都合なものには蓋をするということか。審査請求2. 3. を参照されたい。

6. 取得した文書を処理済み案件であるため、何ら処理等を行わず、課において保管したとしている。保存でなく保管とした、つまり未完結のままの公文書である。審査請求9. を参照されたい。

7. 親展文書の取扱いについて、条文そのものの議論を避けるため、様式を理由に本筋の議論を避けた。また、審査会及び審査庁も同様に、現状での判断を避けた。審査請求11. 等を参照されたい。

8. 保健所の文書廃棄についても、権限は所属長にあるにも関わらず、弁明書を部外の組織が作成し、審査庁に提出、あろうことか、審査庁は、そのまま諮問に回しているが、行政事務手続上あり得ない、職員であれば、自らの判断で処理できる事項であり、諮問するような事案ではない。ここに、各組織に無責任体質が存在している。

次に実施機関の曖昧・意味不明等の弁明の一部を以下に示す。以下は令和4年10月12日付け監第167号の弁明書の一部抜粋である。

本本文書の保存期間については、次のとおり判断した。

- a 審査請求人が被害を訴えていた犬2匹の放し飼い（以下「本件放し飼い」という。）は、飼い主の変更により、令和3年7月26日に解消された。
- b 本件放し飼いに対応していた〇〇保健所について、監察評価課が行った調査では、手続における職員の非違行為や法律違反は認められず、このことは審査請求人に対し令和3年9月13日に通知した。
- c 各法律等に基づく個々の行政処分や行政指導自体の妥当性については、監察評価課では判断できないため調査の対象外としており、処分に不服がある場合は行政庁に問い合わせるよう、審査請求人に対し令和3年10月7日に通知した。
- d この時点で、監察評価課として本件放し飼いに関して審査請求人に対し取り得る対応は終了したと判断した。

個々の行政処分等の妥当性の評価をせずして、法令違反等の指摘ができるはずがない。そこに調査権限が存在する。監察評価課に業務内容についても質したが、それさ

え答えることはなかった。現場の知見を超える知識等で監察に当たらずして、監察とはいえない。また、一般的には一般監察と業務監察が存在する。個々の処分内容の妥当性については監察評価課では判断できないは詭弁。

自ら処分し、その処分内容を覆すことは、基本的にはない。あるとすれば、そこには虚偽公文書の作成行使の疑いが生じる。適否の解明を行うのが監察行為と考える。

通報制度に関するQ & Aにおいて、調査項目1. に個々の行政処分を除くといった除外規定的な内容の記述はない。

つまり、弁明内容はうそ。

審査会及び審査庁は了とした根拠は何か説明を求める。

また、職員等からの通報制度には法律違反という文言はなく法令（条例、規則及び訓令含む。）違反とされている。そして、審査請求人が判断を求めているのは条例であって、法律ではない。

厳密に言えば、法律とは、憲法の定める方式により、国会の議決を経て制定される国の規範のことである。使用する言葉にも慎重を期すべきと考える。

ここで、2021年7月14日付け電子メールにおいて、当事者が近隣のため、口頭説明等お断りとし、7. 15の回答不備のため、再度説明要求した。その後、何の予告も了解もなく、市職員に案内させ、車2台で勝手に私有地に乗り込み、文書回答前に事前に説明をしたいということであったが、即刻拒否。この無断での私有地へ侵入行為はどう考えるか。

審査請求人が求めるのは、最初の照会文にあるとおり、被害があったにも関わらず、何ら対応しなかったこと、つまり、条例違反の疑いの有無について説明を求めたもので、弁明書にあるような犬の処分等には、当初から一切関心はない。条例違反の有無と保健所の説明がない限り、弁明書のいう事案の終了はない。これは、照会文書を精査すれば分かることであり、審査会は内容を十分に確認したか、説明を求める。

上記のC. はどういう意味か、下のメール文を確認されたい。

メール文には、「行政処分」についての記述はなく、また、非違行為の有無については調査するが、行政指導は調査対象外としか記述はない。

Cでいう、行政指導はあったとしても、行政処分の話は存在していない。

弁明書等（公文書）に、虚偽記述や曖昧表現等があってはならない。

参考：地方公務員法第29条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し一略。

第1項でこの法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合は懲戒の対象。ある自治体では、虚偽公文書の作成使用を懲戒の対象と明記しているところもある。

なお、通報制度の調査項目には、具体的に1. 法令（条例、規則及び訓令含む。）違反又はこれに至るおそれ（可能性のもの）のあるもの。3. 行政事務処理等における不適切な行為とある。また、その可能性の有無は、個別事案について調査しない限

り不可能。調査をせずして、違反の有無をどのように判断するのか、説明を求める。

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例第17条第2項では、「知事は、一略一、その飼い主に対し、次に掲げる措置を命ずることができる一以下略一とある。また、被害の程度を考慮して、といった表現はない。また、現実に害がなくても適用できるようになっている。

そして、愛護及び管理に関する不利益処分取扱い要綱の第3条では、処分は、時機を失することなく、的確かつ厳正に行わなければならないとしている。←重大ポイント

メール文は、行政指導そのものについて調査外との記述のみ。

そして、Cにある「行政処分」については、本メールでは言及していない。監察評価課に、保健所が説明責任を果たすよう指導を求めたものであり、全く無責任な後付けで、詭弁でしかない。

From: 監察評価課 <kansatsuhyoukaka@pref.tokushima.jp>
Sent: Thursday, October 7, 2021 4:55 PM
To: ○○
Subject: あなたからのメールについて

○○ 様

こちらは徳島県監察局監察評価課です。

監察局は、職員の非違行為の有無についての調査をいたしますが、行政指導そのものについては調査対象外となっております。

本件においては、通報内容に関して職員の非違行為は認められなかったため、行政指導については直接担当所属にお問い合わせください。

非違行為とは法に違反すること。違法行為のこと。

本件の場合は、行使すべき「措置命令」（行政処分）が行われていない。

個別の行政処分等の法令違反そのものも、通報による調査では判断できないとでもいうのか。ならば、なぜ個別案件を通報による調査としたのか、説明を求める。

通報に伴う調査項目には、法令違反や行政手続についての調査としている。

また、メール文にある非違行為とは、どの範疇のことか、弁明書のbでは非違行為（非行・違法行為）と法律違反（実際は法令違反のことか）と二つに分けてあるのはなぜか、非違行為に条例違反も該当すると考えるが、説明を求める。

ある市では、監察には服務監察と業務監察があり、業務監察は業務の執行が当該業務に関する法令、条例若しくは規則の規定に違反し、又は違反する疑いがある場合や、市民の信頼を損なうおそれがあるような不適切な業務の執行がなされ、又はなされている疑いがある場合等とある。・・・これが本来の監察の役割と考える。

そのため、請求人は、条例に基づく適正な処理が行われたかどうかを問い続けてきた。

実施機関の監察業務の範囲はどこまでか（個々の行政処分に介入できない理由並に根拠を示されたい。この発言について、審査会はどう評価かしたのか、説明を求めます。）審査請求人は、法令違反が存在するとして、回答を求めてきた。

条例違反があっても不受理で、不適切な行政手続等はなかったとする根拠は何か、説明を求める。加えて、2回目の不受理について、条例違反を認めないため、通報制度にある調査項目1.の法令違反の調査を求めたが、結果的には判断を避けた。

また、個々の事案に監察評価課が判断できない根拠があるならば、調査権限のある部署になぜ回さなかったのか、説明を求める。（実施機関が抱え込む必要はなかったこととなる。）

以上、述べてきた通り、弁明書の記述内容には整合性が取れていない。

詭弁である。納得できる説明を求める。

また、c、による保健所の「処分」とは何か、何ら処分が行われなかったため、説明を求めてきたが、対応しないため、実施機関に相談したものである。

それでも真面な対応がなかったため、知事あて陳情を行ったもので、実施機関の主張には根拠がない。同じ内容を相手の格上げしただけというのであれば、実施機関は、その公文書を、理由を付けてなぜ差し戻さなかったのか。抱き込んだ時点で、公文書との認識があったと考える。

実施機関の弁明と要綱の指針等の間にも、大きな乖離が存在する。

審査請求0.を参照されたい。

最後に、大学教授や弁護士等の学識者で組織された審議会において、審査請求人の提出した、審査請求及び反論書の内容や法令等の解釈を十分に精査することなく、大半の部分で実施機関の説明を了とし、その答申に基づき、審査庁は、一部の案件では十分な根拠もないにも関わらず、裁定を下している。

ここから見てくるのは、実施機関が情報公開以外でも、各種質問に一切拒否し続けたことや、これまでの記述の事由等からして、各機関が、保健所の条例違反事実を隠蔽しようとしたとしか考えられない。審査会及び審査庁には、根拠ある説明を求めます。

○審査項目0.

同要綱第1条で、～の規定に基づく①動物取扱業の登録の取り消し②又は業務の停止、③特定動物の飼養又は保管の取り消し、④その他の不利益処分（以下「処分」という。）一略。「その他の」は、不利益処分の一例として①、②、③が存在するという包括関係にあり、業でなく一般の飼い主も、第6条の措置命令等の処分の対象となる。そして第3条で、処分は、時機を失することなく、的確かつ厳正に行わなければならないとしている。しかし、保健所は、この条例に基づく行為を何ら行わず、1年間放置した。以後の経過等は、既に情報公開に伴う審査請求等で繰り返し主張してきたので、今回は省略する。そこで、実施機関に被害の詳細を示し、説明を行わせるよ

う指導を求めたが。通報による不受理とした。その理由は、通報制度による 1. ではなく 3. であったため、条例違反の恐れありとして、たびたび見解を求めたが、一切対応がなかった。

何ら対応しない日々が続いたため、知事宛に陳情を行ったもので、条例違反の疑いについても記述する等、同じ内容を格上げし提出したものではない。

陳情書には、実施機関には不都合な記述も存在する。審査会及び審査庁の見解を求める。詳細は審査項目 5. を確認されたい。

○審査項目 1. (郵便物についての認事項)

レターパックの件について、知事あての親展文書は徳島県文書規定第 5 条第 1 号により秘書課へ→秘書課で開封し→担当課へ届けられた(R4. 5. 17 監第 92 号で監察評価課の弁明書に記述)なお、收受及び配布等の手続は、法制文書課が收受し、親展文書、書留及び電報は、特殊文書配布簿に記録することとなっている。

そこで、弁明書では、「様式第 6 号特殊文書配布簿に記録する郵便物は、同様式において「親展書留」をはじめとする 8 種類に限定されている。」としているが、「親展書留」は郵便法によるサービスではなく、分類的にはただの書留でしかない。

それがなぜ様式の 1. か。また、様式下欄注種類 1～8 の内 8 の電報は、下記(注)の通り、郵便物ではない。つまり、実施機関の認識は、全くでたらめである。しかも、審査会及び審査庁は、何の指摘もせず了とした。なぜなのか、説明を求める。

注：電報とは、電気通信を用いた文書配達サービスのことをいいます。NTT が請け負う「電報」と、そのほか特定信書便事業者の扱う「電報類似サービス」に分けられます。とある。

郵便局の場合は「Web レタックス」であり、単なるレタックスについても「電報のように云々」とあり、電報ではない。よって、実施機関、審査会、審査庁においてはこの表現の訂正を求める郵便局で紹介している郵便物は第一種手紙、第二種、ハガキ、第三種、定期刊行物等第四種、通信教育用郵便物等であって、電報類似サービスは郵便物ではない。

以上のとおり、公文書の記述にしては、お粗末過ぎる、また、他の部分においても同様に、信用に足りない記述がある。十分に内容を精査したか疑問。そして、答申及び裁定でも実施機関の説明等を、十分に整理等を行わず容認するなど、主体性のない記述が散見される。法令等を遵守すべき公務員等でありながら、いい加減な根拠のない記述(公文書)には、訂正と再審査等を求める。

審査会各位にお尋ねする。答申第 238 号で様式改正の経過等と、条文について誤解を与えないよう規定の改正を望むとあるが、審査請求人が求めているのは、現状で配布簿に記録されるべきものは、「親展文書」か「親展書留」かの一点のみで、将来のことや様式改定の経過等には一切関心はない。中立的な審議が好ましいとは思いますが、有識者に規定の正しい解釈を求めているものであり、どちらが優先されるべきかの回答を求めます。既に処理が終わった問題ではない。根拠は審査請求 3 にあります。

審査すべき内容が間違っていた。そしてこの重要な指摘を避けた、つまり規定の改正ミスである。見解を求めます。まともな判断を求めます。それが審査会の役割。

○審査項目 2（取得年月日の確定について）

知事宛て陳情書を実施機関が取得し、又は保管した日時について、審査会・審査庁の調査とその結果の公表を求めます。公文書公開拒否決定（以下「公開拒否」という。）の理由：文書は取得しておらず不存在について、審査請求人は、配達日時等からして嘘と判断した。その根拠は、R4.3.14 付けの弁明書で、何ら処分をせず保管（取得）していると述べている。しかし、取得年月日の記載はない。嘘の上塗り、嘘の上にくら真実を並べ立てても、元々の嘘は覆らない。行われた行政処分は、拒否決定の文書不存在のみ。そして、弁明では、その文書の存在を認めた。本来ならば、拒否決定の内容を、文書の存在を認めた上で公開拒否理由を示すのが、本来の行政手続のはず。行政に携わる者や学識者であれば当然承知と思うが如何に。

しかし、現実には、そのまま弁明の内容を容認し答申、その答申を受けて裁定を行っている。どういうことか、具体的説明を求める。

なお、「親展文書」として処理するのが当然だが、万歩譲ったとしても、一公文書であり、以前の拒否理由の文書を取得せず、不存在はあり得ない。（注 1：を確認されたい）

注 1：文書が担当の手元に回ってきた時点で、公文書（単なる雑文ではない。）を取得したこととなる。公文書 3 要件や定義を確認されたい。過去に何度も記述しており、今回は省略

審査請求人は、配達されてから拒否決定までの日時以降に文書が担当課に届くことなど想定していない。拒否決定の文書は虚偽公文書作成行使と指摘した。

もし、公文書公開拒否決定以降であれば、実施機関にその文書はなかったこととなり、他の部署を巻き込んだ、非常に不適切かつ無責任な文書管理が行われたこととなる。

また、その所在を調べなかった実施機関にも責任があり、そこを指摘しなかった審査会及び審査庁にも責任がある。まず、日時の特定を求めます。

○審査項目 3．（取得年月日の記録について→規則違反が存在）

（最重要審査会等がこれに言及しないのは、故意かそれとも単純な見落としか）

徳島県公文書管理規則（以下「管理規則」という。）第 2 条第 1 号で、公文書（とは）知事の事務部局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、一略一と規定。その公文書の考え方をより厳格にするため、国の規定例等を記 1 に示す。

記 1．

公文書等の管理に関する法律（平成 23. 4. 1 施行）において、第 6 条で、行政機関の長は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。とあり、第 34 条（地方公共団体の

文書管理)で、地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。とし、本法律の趣旨の徹底を求めている。

徳島ではやっと来年施行のようであるが、10年以上もかかるのは、公文書に対する意識の低さの表れか。条例の制定がないから、法律の主旨を外れても良いということか。条例の制定がなくとも、法律の主旨を理解し対応すべきと考える。

平成23年4月1日総務省行政文書管理規則において、「公文書等」とは、(1)行政文書、(2)法人文書、(3)特定歴史公文書等をいうとし。行政文書とは

- ①行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、
- ②当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、
- ③当該行政機関が保有している一中略一と3要件で定義づけられている。

また、①作成又は取得した行政文書について、分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること、とある、そこで、保存期間を確定させるためには、取得年月日の記録が当然に必要となる。

この取得月によっては、公文書廃棄年度が1年前後することもありうる。

行政文書の管理に関するガイドライン(総務省)においても、行政文書の要件である「取得」の時点は、行政機関の職員が実質的に取得した時点で判断されるものであり、必ずしも、受領印の押印や文書管理システムへの登録などの手続的な要件を満たした段階ではない。しかしながら、その一方で、適正な文書管理を確保する観点(略)から、受領印の押印や文書管理システムへの登録などの受付手続については、適切に行う必要があるとしている。つまり、取得年月日を何らかの形で記録し、残すべきとの考えであり、今回の公開請求で求めているのは、この記録である。

これは、行政事務を行う職員にとっては、常識中の常識と考える。

こんなことさえできていないのは、驚きである。

今までの経緯と併せて考えると、実施機関の主張内容には、疑いを禁じ得ない。

県の管理規則(公文書の管理の原則)第3条においても、「公文書は、その作成又は取得の年月日が分かるようにしておかなければならない」と明記されている。そして、第2項では、公文書は、ていねいに扱うとともに、適切に保存し、常にその所在を明らかにしておかなければならないとしている。

なぜ、理由が文書不存在での拒否となるのか。

実施機関は規則違反を起こした。また、審査会及び審査庁は当然このことは承知だったと思うが如何か。この基本を押さえずして、正しい審査等ができるのか疑問である。実施機関の主張の根幹部分が崩れた、その後の主張の信憑性には疑問がある。審査会の答申済みのものを含め、どう対応するのか説明を求めます。

令和4年10月12日付第167号の弁明書2頁③において、文書の内容を確認の上処理、処分を行わず同課(組織として)において保管していると言い切っているが、明らかに公文書である。「保管」の意味については、審査請求5.の文末の注2を参照されたい。

○審査項目 4. (陳情書について)

送付に使用したレターパックの封筒には、宛先横に「親展」、品名欄に陳情書在中と表記し、中身が親展及び陳情文書であることの意味を示す。

(注) なお、親展は封筒の添え書き(外脇付け)でしかない。文面では心情を述べつつ、資料を添えて対応を求めた文書である。

審査請求人は、陳情(善処要請)の意図をもって、「親展」とし、送付した。しかし、公文書公開請求拒否決定通知書(以下「拒否決定」という。)の理由に、文書を取得しておらず、文書不存在とした。実施機関が、弁明書において、陳情書に該当しない等の説明を行っているが、弁明書は、審査庁に対する公開拒否決定の理由に対する補足等の説明であって、審査請求人への説明ではなく、審査請求人に対して一切指摘等はない。この弁明書で初めて、どのような処理がなされていたかが分かった。

令和4年2月28日付けの公開請求は、本レターパックで送付した文書は陳情書(下記の参考とした記述を確認されたい。)であり、職員が取得、保管した時点で独立した一公文書である。また、実施機関の文書は取得しておらず不存在との公開拒否をしておきながら、弁明書でその存在を認める記述は、行政事務手続上あり得ない行為である。

審査会及び審査庁は何ら指摘すらしていないのはなぜか、説明を求めます。

(参考)

陳情：実情を述べること。*心事を述べること。実情を述べて、公的機関に善処を要請すること。(広辞苑)

陳情：目上の人に、実情や*心情を述べること。特に、中央や地方の公的機関、または政治家などに、実情を訴えて、善処してくれるよう要請すること。また、その行為。(デジタル大辞泉)

要請 強く請いもとめること。他略ー広辞苑ーこれでも個人的見解か

この不適切な行為が無かったことについて、疑問があるため何度か実例等
を示し回答を求めたところ

「監察局は、職員の非違行為の有無についての調査をいたしますが、行政指導そのものについては調査対象外となっております。

本件においては、通報内容に関して職員の非違行為は認められなかったため、行政指導については直接担当所属にお問い合わせください。」

というものでした。しかしそれでは本来の問題の解決にもなりません。

実施機関の陳情書たり得ずについては単なる個人的見解(私的感想であり、解釈の裏付け根拠等は一切示されていない。)である。つまり、審査請求人に対しては何ら通告や指摘はされておらず、突然つまり、弁明書に記述されているだけ。

被害者は完全に置き去りの状態です。説明を拒否続ける所に尋ねよといわ

れましてもどうすることもできません。

監察が指摘しない限り、保健所は監察のお墨付きがあり説明する必要は無いと考えているでしょう。

今まで、色々と資料等でこちらの見解を示し見解を求めるも一切関知しないとの態度です。

どうしても納得がいきません。かなりの分量となりましたが別紙にこれまでの経過等を記載しております。

ご多忙で大変申し訳なく存じますとともに、誠に恐縮ではありますが、ご一読いただき何らかのご判断を示して頂ければ幸いです。

以上よろしくお願い申し上げます。

なぜ、正々堂々と指摘しないのか。当事者は審査請求人であって審査会等ではない。これでは犬の遠吠えのようなものだ。（個人的見解）

議会に提出するものといった誤魔化しの主張がないよう望む。

これには虚偽公文書作成行使の疑いがある。

審査会はこれを了とした。弁明書の陳情たり得ない理由の説明を求める。

実施機関は、裁量の範囲との考えであろうが、行政活動における一般原則（適法性、妥当性）の中に、透明性と説明責任、信義則等が取り上げられており、これに抵触する。

○審査項目 5. （陳情項目の中身、照会との違い）

以下は、知事宛に提出した文書の添付資料から抜粋したものである。

右欄にあるコメントは、当初の照会にはない。

また、個人的見解を述べたものと言う全くの根拠のない妄言でしかない。

審査会の各位は以下の本通を見られたか確認したい。

別紙	
本件事案の発端及び経緯について	
①数年間に渡って放し飼いが常態化。R2.6 市会議員から市職員は相談を受けている。よって市と保健所間で情報の共有はあり放し飼いの常態化の認識はあったと思料する。（当方被害の現認時の発言）	左の状況で 条例 17-2 に 該当すると 思うが、監 察はどう評 価したか。 不受理の理 由では行政 手続き等 において不適
②同年春、3 匹が徒党を組んで度々、他家の勝手口やかなり広範囲に移動しているのを現認。	
③同年 5 月 29 日、育苗中の苗箱を踏みつけられ、再発防止のため二重にネットを張り侵入防止を図る。・・・資料 NO.1 左の写真	

④ 6月3日、田植えの準備のため苗箱を前庭の車庫まで移動した直後に再度被害に遭う。・・資料 NO.1 右の写真（二度目でかつ被害が大きいため市に通報、現認を受ける。据付2列の双方被害） （記） 知事は、犬が人の生命等に（第5条第1項文中、人の生命、身体又は財産（以下「人の生命等」という。）害を加えたとき、又は加えるおそれがあると認めたときは、その飼い主に対し、次に掲げる措置を命ずることができる 以下略 ⑤同日その報告を受けた保健所職員が市職員を伴って飼い主を指導した模様 資料 NO.3 右指導記録。しかしこの時点で保健所員から被害状況の確認も事情の聴取も受けていない。普通、自らの職務であれば徳島県動物の愛護及び管理に関する条例第17条第2項（上記）本文前段の事項に該当することを認識すべきであった。 ⑥その後も何も状況に変化が認められないため一ヶ月ほど実態を調べ善処を市に求めた（資料 NO.2）が全く改善が図られず、その後放し飼いの時間が夜間中心となり継続される。この変化には助言か何かの意図を感じる。（不信感がつのるだけ） なお、ここに至らずとも飼い主は行政指導を無視続け、指導では効果無いことは、市及び保健所は承知していたはずである。 ⑦3年冬には被害防止のため、屋敷内に場所を確保し育苗を行う。予防措置等の詳細は別紙 NO.6 の下段「記」の通り（最初の監察評価課の相談メールにも明記） ⑧3年6月19日早朝の田植え直後に田んぼに飛び込まれ田植え直後に踏まれる（資料 NO.1 2枚目） ⑨市に強く抗議 6/25 付市長からの回答は別紙 NO.3 の通り、そこには3. 今後の対応について において、保健所は現在の指導方法を継続すると市に回答している。また、市の資料では保健所職員の指導は 02/06/03（④の2回目の被害の日のみ） ⑩ 06/26 保健所職員が飼い主に何らかの書類を手渡す（資料 NO.4 中段の時系列表示を参考にしてください。） ⑪ 07/01 県外の子息を呼び飼い主との話し合い、部外者3名、警察関係	切な行為はなかったと している。 既に2回の被害あり、 恐れがある と認めるに 適合するの ではない か、しかし ここでも監 察は不適切 とはしてい ない。 ここでも監 察は条例 17-2 に抵触 すると認識 すべきだが、不適の 判断をせず
---	---

者他 1 名が立会人のように少し離れて待機。行政指導であればやや違和感を感じる。ならば 17-2 の措置命令か。しかしながら資料 NO.6 二ページ以降にそのような説明は無い ⑫ 07/14 に保健所あて何故今か、この時点で急に方向変更を行ったか質問（資料 No.5 二枚目の質問内容） ⑬その回答内容が監察評価課あて文書である資料 NO.6 二枚目中段以降に示しています。ここには質問の核心部分についての説明は無し。また、訪問時のことも四ページ下段のとおり、以上がこれまでの経過で、これについて保健所又は担当者は事実を正しく説明する必要があるのではと本申し出の趣旨を明記しております。・・・これが今回の申し出の本旨です。 ⑭保健所あて回答を求めるも資料 NO.5 下段の内容の繰り返し、文書回答の文言は無し。これらの経緯については資料 NO.7 にまとめております。 デジタル化を推進する中で、かつコロナ感染予防の最先端にいる職員が文書回答はできず会っての説明を求めるとは不思議です。文書化出来ない理由の説明を要求するも一切回答無し。 ⑮次に監察評価の対応ですが、やりとりの経過概要は資料 NO.7 の通りです。ここでは通報扱いとし、①の四ページ目に示した保健所の指導を求める事項が無視された形となった。 ⑯不受理の通知において職員による行政事務処理等における不適切な行為は認められなかったとの理由があった。そのため、いくつかの事例を示し見解を求めるも回答は無し。（行政の不作为、適切・不適切の定義。〇〇することができる（条例中の字句）の役所での解釈等について見解を求めるも回答はなく、最後に⑰の回答があった） ⑰ 10/07 に「監察局は、職員の非違行為の有無について調査いたしますが、行政指導そのものについては調査対象外となっております。通報内容に関して職員の非違行為は認められなかったため、行政指導については直接担当所属にお問い合わせください。との返信。保健所も面会での説明ばかり言うだけで、文書回答の根拠を求めるも返答無し。 ⑱その後、監察は何度も見解・根拠を示し回答を求めるも回答はありません。	監察はこの申し出主旨を理解せず通報扱いとした。 この保健所の対応に疑問をもって相談したつもり、ここが監察評価に相談した本旨部分です
--	---

なお、⑰で非違行為の有無しか調査しないとありますが、令和2年の定期監察では、法違反等はないがと断りながら、職員が他人の駐車場に無断で車を駐車していたことについて、本人及び所属長に指導を要請している例があることや、監察評価課における業務内容の監察とはどういったことかとの質問もしているが、説明はありません。定期があるのであれば当然臨時もあると思いますが。本件は条例の規定があるにも関わらずそれを行わなかった。それを監察評価は調査等においてどういった位置付けとしたか知りたいと思います。これらは行政指導とは次元の異なる行政事務手続(条例の適用遵守)や監察評価が定例監察で指導しているコンプライアンス遵守の問題と考えます。

私の考え及び要求の何が間違っているのでしょうか。

資料 NO.9 以降は、質疑等のメールその他、添付資料などで参考に添付させていただきました。

また、昨年末の目安箱に監察評価課の業務内容にある監察に関すること及び県民相談に関することの2点についての具体的内容・取扱い範囲について明示して頂きたいとし、質問を提出していますが未だに回答はありません。

実施機関は、右欄にここまで記述しているのを承知で、同じ内容と言う。

この記述が、実施機関には余程不都合のようである。

陳情書では、先の照会の行政手続の疑義といった表現ではなく、ハッキリと条例違反の指摘を行っている。

審査会も、ここには一切踏み込もうとせずに、この判断を避けたのはなぜか。

この別紙の取扱いについても、自らに都合の良い判断(無視、なかったこと)を行っただけである。

また、陳情書は議会に提出するものだといった発言は、公文書管理規則等を承知しないともとれる暴言でしかない。しかも、外部からの文書の収受等を業務の一部とする組織の一員であり、驚きを禁じ得ない。

審査請求人はここまでの法令等無視してまでの主張は行っていない。

この欺瞞に満ちた内容を公文書に記述すること自体、明らかな信用失墜行為と言わざるをえない。

審査会は陳情書の当該文書等の内容を確認されたのか、説明を求めます。

最初の不受理以降、条例違反の疑いありとして見解を求めても、一切対応がないため、資料等を添えて陳情とした。あくまで回答要求であり、書式が定めていない以上フリーハンドでも問題はないと考える。

根拠は、公文書管理規則別表にある「請願又は陳情に関する公文書」との記述がさ

れており、議会宛の陳情書のような様式指定等はない。

- ③ 監察評価課においては、外部から文書が送付された場合、その文書が同課が所管する事務事業に関する内容であり、法律等に基づく手続が必要であれば、それぞれの規定に基づき適切な対応を取っているところである。

本件レターパックに入っていた文書について同課で内容を確認したところ、当該文書は、既に手続・処理が終了した事案に関して審査請求人が自己の見解を述べたものであり、請求人に対する各種規定に基づく手続が必要とは認められないことから、処理・処分等は行わず、同課において保管している。R4.10.12 監第167号 弁明書

繰り返し回答を求めても、「既に手続・処理が終了した事案に関して請求人が自己の見解を述べたものであり云々」とあり、明らかに回答拒否のための方便でしかない。

なぜ、求めに応じ、丁寧な対応ができないのか。公文書のていねいな扱いとは何か、管理規則等をもう一度見直されてはどうか。審査項目3.の公文書の定義にも関係するが、弁明書の文末で保管しているとしている。つまり完結していない。

つまり、一公文書と認識を（下の注2を確認されたい。）し、手続・処理が終了したと言いつつ、保管とし、いつでも取り出せる状態で管理している。つまり、事案は完結せず、かつ、「文書不存在」は虚偽。完結・終了事案であればなぜ「保存」としないのか。

注2. 保管とは、業務で使用する文書を事務室内などで管理している状態

保存とは使用しないが、○年以上取っておく必要のある文書を管理している状態

これも個人的見解か

なお、保健所が説明責任を果たすことなくして終了はない。

通報の意図のない事案を調査し、何の問題もないのであれば、なぜ執拗に通報による不受理とする必要があるのか、どうして実施機関は保健所の指導を行わないのか説明を求める。

議論の基本部分を整理せず、本当の意味の調査や審査ができるのか、審査会及び審査庁の説明を求めます。

○審査項目6.（取得文書の受領印の押印等）

今般の情報公開請求に対する拒否決定通知書（7月20日付、監第3006号）において、拒否理由を文書が不存在とした。これは、前述の管理規則第3条の規則に反する行為があり、第2項の趣旨にも反する。つまり、取得した時点で受付簿等に記録せずとも、日付の入った受領印を押印する等の記録を行う必要があるが、それを怠ったこととなる。

これは、今回のみならず、徳島県公文書管理規則及び徳島県文書規程に違反する不適切な事務処理行為を行った、監第3001号及び監第3004号にも言えることで

ある。

つまり、両拒否理由も、規定違反の上に成り立っている。適切な措置を求める。

審査会及び審査庁においては、実施機関への聴取等により、取得日を確定することを求めます。これは、審査会及び審査庁が審議等を行う上での重要な課題である。この日時を確定せず、先の２件の公開拒否及び弁明書の内容を了として受け入れることはできない。

速やかに日時の確定と今後の対応を求めます。

公文書の取得日時を特定しない限り、審査会及び審査庁の主張は架空のものでしかない。

規則違反でありながら、日時が特定できないのであれば、少なくとも拒否決定の前か後かの判断を求める。いずれにしても、拒否決定の前であれば虚偽公文書作成行使、後であれば他の部署を巻き込んだ長期間にわたる不適切な文書管理が行われていたこととなる。

このことは、これまでの審査請求等でも説明を求めてきた。そろそろ結論を求めます。

実施機関のいうような、議会あての陳情書の書式指定は、確認できず。

弁明でその実施機関の意図を確認できたが、弁明は審査請求人に対する説明ではない。

弁明のとおり公文書は存在しており、取得日時の確定を求めます。

○審査項目 7. (弁明書とは)

監第 3 0 0 4 号も同様で、何度も述べるが、弁明書とは処分を下した処分庁が、自分の処分の内容が正当であることを説明するための文書であり、拒否決定の内容を修正・変更するものではないことは、審査会及び処分庁は当然承知のはず。

しかし、本件も、文書不存在としておきながら、その決定内容の変更、修正も行わず、弁明書の内容を審査会及び審査庁とも了とした。ありえない。

つまり、拒否決定の処分内容を見做す（拒否決定理由等は何でもよいということか。）した、実施機関の弁明を完全に容認したのはなぜか、説明を求める。

なお、陳情は、実施機関が当初の“照会”で被害状況も示し、保健所の行政手続について疑義があるとして、説明を求めたことに対する説明責任を果たすよう指導を求めたが、通報扱いとし、不受理の理由は、ただ、審査請求人の記述した文面そのものを利用しているだけである。そして、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例第 1 7 条第 2 項についての判断を求めたが全く対処しないため、知事宛に陳情という形で善処要請を行ったものであり、このことは、今までの審査請求や反論書に示した。

知事あて公文書は、実施機関の主張のとおりか否か、説明を求めます。

○審査項目 8. (規定第 7 条取扱い)

親展文書については、特殊文書配布簿（様式第 6 号）に記録することとなっている。親展文書でないとしても、審査項目 1 で示したとおり、公文書であり、徳島県文書規程第 7 条（配布文書等の処理）第 5 条第 1 号又は第 2 号の規定により配布された文書

及び課に直接到着した文書（電磁的記録を除く。）は、課の分掌に属するものであることを確認の上、次に掲げる文書を除き、主務課收受印を押印しなければならない。

一 親展文書（特殊文書配布簿に記録されることを前提としているため除外としている。）

二 軽易な文書 とある。（本件は請願又は陳情に関する公文書で、軽易な文書ではない。）

ここに、実施機関等が見落とした、非常に重要な問題が存在する。

この規定の第5条と第7条の関係はどうなるか、審査会の言うような、第5条の改正だけでは済まない。第7条にある親展文書はどうするのか。

様式が親展書留となっていることですむ問題ではない。

学識者かつ審査会委員各位には、その責務として、レターパック案件について再審査をお願いしたい。

審査会各位には、有識者として、矜持のあるところを見せていただきたい。

答申は公文書として残るが、この記述内容をどうされるつもりか、回答を求める。県で廃棄されても、審査請求人の取得したものに期限はない。

また、実施機関の主張する、特殊文書配布簿に記録を要しないものでも、冒頭で述べたとおり、公文書であり、（弁明書において、処分せず、他の文書と一緒に保管しているとある。）前述のとおり、收受印を押す等の取得年月日を記録する必要があった。

この手続を行っていないことは、実施機関の文書規定違反であり、審査会及び審査庁は、なぜこのことを見逃したままか、説明を求める。

審査請求人の求めは、現状の管理規定において、「親展」、つまり「親展文書」の正しい取扱いはどうかということである。

規定の条文が、それに基づいて作成される様式より優先されるのは、必然である。

ハッキリ言って、規定の改正ミスである。

実施機関、審査会及び審査庁は、現状（今後のことは不要。論外）の「親展文書」はどういった位置づけとなるかの説明を求める。

○審査項目9.（相手を変えるだけ）

陳情（書）は同一内容で、相手を変えているだけと言うが、それぞれが独立した公文書である。かつ、実施機関の、文書を取得しておらず不存在として拒否決定したことについては、虚偽公文書作成、行使の疑いがあるとまで記述する等、同一の内容ではない。

完全に独立した文書であり、処理は個別に行うべきものである。

「既に手続・処理が終了した事案に関して請求人が自己の見解を述べたものであり、請求人に対する各種規定に基づく手続が必要と認められないことから、処理・処分等を行わず、同課において保管している」とするが、これは○審査請求1.にある不適切な処理であり。このことに何ら説明を受けていない。

取得した公文書を、何の処理もせず保存するということは、塩漬け状態としたもの

で、他の保存期間満了の関連書類と同時に廃棄する意図があると考えざるをえない。

また、公文書の未処理、未完結文書であり、留保する理由等の記録を残すなり、速やかに対処すべきものであって、何ら措置せず放置されるものではない。それが、適切な公文書の管理である。不必要な文書なら、理由を付けてなぜ返却しないのか。

知事あて陳情に別紙として添えた資料では、前半のメール文で条例の措置命令に該当するかの確認をしたことを指摘し、後半で事件を時系列化し条例違反の疑いがあるにもかかわらず、なぜ措置命令をしなかったのかの指摘をしている。

このように、実施機関が通報の不受理扱いで、行政事務処理等における不適切な行為云々どころか、ハッキリ条例違反に踏み込んでおり、これを当初の照会文書の右欄にも指摘している。

このように、ただ単に相手を格上げしたのではなく、実施機関の対応についての不満も指摘しており、処理済みとの主張には何ら根拠がない。

また、審査会はそれを了としたが、実施機関の説明だけでなく、実際に別紙を含む陳情書の全般の内容について確認をされたか、説明を求めます。

○審査項目 10. (親展文書 規定第7条の改正はどうする。明らかに改正ミス)

レターパックで送付した、親展文書について、審査請求人が審査を求めているのは、今後の対応についてではない、現状では、親展文書という文言は、条文上生きている。条文改正を行わない限り、特殊文書配布簿に記録することとなるが(明らかな本規定の改正ミス)、その責任を審査請求人に押しつけるのは本末転倒。これについて、正式見解を審査会及び審査庁に求める。

なお、県文書規定の第7条一略一配布された文書及び課に直接到着した文書(電磁的記録を除く。)は、課の分掌に属するものであることを確認の上、次に掲げる文書を除き、主務課収受印を押印しなければならない。

一 親展文書 二一略一 となっており、親展文書は、特殊文書配布簿に記録することを前提とした書き方となっている。

しかし、審査会は「なお、審査請求人が第3の3(7)で指摘しているとおり、文書規程第5条第3号本文と様式第6号の記載は一致していない。「親展」とされる郵便物が特殊文書管理簿の記載対象となるかについて誤解を与えないよう規程の改正を望む」との指摘しかなかった。

同規定の(a)現第5条第3号の規定に基づいて定められたのが、(b)特殊文書配布簿であり、現状では「親展文書」として、特殊文書配布簿の様式がどうであれ、記録が必要。

$a > b$ であって、絶対に $a < b$ ではない。

反論があるなら、具体的解釈根拠等を提出するなど説明を求める。

そして、第7条における「親展文書」の取扱いはどうするのか。

ただ誤解を与えないよう規定第5条第3号の改正だけではすまない。

これは、審査会及び審査庁の法令文のたてりを見もせずコメントであり、真に調査や審査を行ったと考えることはできない。

よって、今回の送付の親展文書はどう処理すべきであるか、回答を求めます。

○審査項目 1 1. (親展文書に対する答申内容)

この点について当審査会で確認したところ、令和 2 年度の徳島県文書規程の一部を改正する訓令（令和 3 年 3 月 2 6 日徳島県訓令第 3 号）において様式第 6 号が一部改正されており、様式第 6 号の注から「親展文書」、「配達記録」、「翌朝郵便書留」等が除かれ、「配達時間指定郵便書留」を加える改正がされていた。この改正内容から、様式第 6 号に記載すべき郵便物としては書留、配達証明、特別送達等の郵便法に規定された特殊取扱いによるものが対象にされており、差出人が任意に記載することができる単なる「親展」文書は含まれないと言われても特に不自然、不合理ではないと解される。

審査会の答申における上記の記述については、見当外れと言わざるをえない。

審査請求で求めているのは、現状での判断であって、将来の条文改正ではない。

現状の規定において、審査請求人の提出した親展文書がどういった扱いになるかである。

審査会が議論するのはこの部分であるが、一切言及がないのはなぜか、説明を求める。

文中で「略一等の郵便法に規定された特殊取扱いによるものが対象にされており一略一と主張するが、親展扱いは郵便法とは全く関係はない。それにも関わらず、様式のトップに「親展書留」とあるのはなぜか、審査会及び審査庁の説明を求める。なお、並列表記での「等」の意味合いは別途で示した。

元郵便局員が教える！郵便物に書かれた「親展」の意味と法的拘束力から関係部分を抜粋「親展」は日本郵便が行っているサービスではありませんので、料金が別途発生することはありません。「親展の意味と郵便物を親展で送る方法」「親展の意味は「受取人である本人以外は開封しない下さい」というお願いみたいなもので、郵便局などで別途料金が掛かるわけでもなく、書留などのオプションでもありません。」とある。

郵便物に「親展書留」というオプションは存在しない。

また、配布記録簿の 8 電報は郵便物ではなく N T T のサービスである。

郵便局で扱うレタックスについても、類似電報扱いで、純然たる「電報」ではない。まさか、記録簿に記入はしていないと思うが。

以上のとおり、親展書留は郵便法は関係しない。審査会はこのような雑な答申でいいのでしょうか。

答申に当たっては、特に法令解釈等に関連するものについては、慎重な調査並びに審査をお願いする。そして、審査庁においても十分な審査等を求める。

この誤った裁定をどうするつもりか説明を求める。

○審査項目 1 2 (答申の数多く・やりとり・見受けられるについて)

審査会は、審査請求や反論書を見られたのか。それとも、実施機関の説明を聞いただけか。

しかしながら、後述のとおり当審査会は実施機関の事務執行の適否についてまで調査審議するものではない。本件請求公文書の保有の有無の判断において必要な限度で言うならば、実施機関と審査請求人との間では上記の対応後においても数多くのやり取りがなされ、実施機関は上記の対応等について審査請求人に説明等をしていたものと見受けられることから、(1)の措置等の求めに対して一定の対応をしていたと認められ、実施機関が本件陳情書に対して特段の処理・処分を行わなかったからと言って明白に裁量権を逸脱しているとまでは言うことができない。

よって、実施機関が本件陳情書の受領後に特段の処理・処分を行わず、本件請求公文書に該当する公文書を作成していないとしても特に不合理な点はないと言わざるを得ない。 答申第238号7頁

審査項目6. を参照されたい。取得年月日の記録（メモ類も含む）そのものも公文書となる。通常ならば1枚目の文書の末尾等に受領印等の押印が考えられる。

それを公文書として公開すれば済んだ話である。

なお、職員の一部には、公印等が座っていないものは公文書ではないとの見解を示す者もいるようであるが、それは時代遅れも甚だしい。

前頁の対応後についても、数多く（注：数が多いさま。豊富にあるさま。「多数」、「多く」とも言う。「数が非常に多いさま」）のやり取り（注：やり取り：お互いの連絡や応酬などのこと。言葉の受け答えをすること。）がなされ一略一

審査請求人に説明等をしていたものと見受けられる（注：目にとまる、見て取る、見かける、見て判断する。）ことから

これを正確な日本語に直すと、「1、2回とかではなくかなり多くの回数、質疑等に関して、一方通行では無く相互に連絡・応酬をしたことを、現実を確認し、説明等も行ったことを確認した。」となる。

つまり、一方通行だけの場合を、やりとりとは言わない。

本レターパックの陳情書の件について、実施機関から審査請求人に対して、いつ、何回程度どのようなやり取りがなされていたかを、審査会が説明することを求めます。

なお、弁明書は審査請求人への説明ではない。（審査請求人に対する文書ではない。）このことは、審査会及び審査庁とも当然承知と考える。そして、一定の対応とは何か、審査等において、推測では困る説明を求めます。審査請求人は、最初の不受理以降、度々説明要求を行ってきた。目安箱関係、行政指導、弁明書の位置づけ（照会に対する回答）以外、今回の一連の事案の中で、本件に関するメール等の連絡は一切受けておらず、当然文書もない。これでは、十分な調査や審査等が行われたとは言えない。

これは、審査会の全く根拠のない言いがかりであり、訂正と、やり取りのあったと

いう回数の提示を求めます。

なお、関連文書等について、実施機関が、保存期間が過ぎたとして廃棄したとすれば、公文書の保存期間の特例を承知していないか、故意に廃棄したこととなる。徳島県公文書管理規則第10条を確認されたい。これは別途審査中の、保健所の文書廃棄についても言えることである。

下記が一連のやり取りの中で、唯一、行政指導の実態について質問したメールに対する回答である。このメール以外に、質問に対する回答は、全く受け取っていない。

ここには、行政指導そのものは調査対象外としか記述はない。

From: 監察評価課 kansatsuhyoukaka@pref.tokushima.jp
Sent: Thursday, October 7, 2021 4:55 PM
To: ○○
Subject: あなたからのメールについて

○○ 様

こちらは徳島県監察局監察評価課です。

監察局は、職員の非違行為の有無についての調査をいたしますが、行政指導そのものについては調査対象外となっております。

本件においては、通報内容に関して職員の非違行為は認められなかったため、行政指導については直接担当所属にお問い合わせ下さい。

なお、陳情書の提出日は2022.1.24

それまで、それ以降の質問事項等について、上記以外の返答はない。

以上の通り、審査会が審査請求等の内容を確認してのコメントとは全く思えない説明を求める。

2021/11/02 に送信した電子メール以降、何度も見解を求め続けても、回答はない。回答を避け続けた理由が分かったのは、弁明書の記述のみである。

条例違反の疑いありとしての質問は、回答を求めて 2021/11/02 に発信した初期段階のメールの時点から始まっている。

その後、少なくとも 2022/03/22、2022/03/30（監察局宛）、2022/03/30（保健所宛）、2022/04/10、2022/04/24 にメールを送信した。

令和4年3月27日付けの審査請求に添付した文書では、期限を指定して回答を求めたが、回答なし。

ここまで要求してきても回答はなかったが、これをやり取りがあったと言えるのか。

審査に当たって現認されたかと、何回程度のやり取りがあったか説明願いたい。

答申書に記述した以上、審査会には責任をもって回数等を具体的に示してもらいた

い。

上記のように、度々の要求に対して、一度も回答はない。令和4年3月27日付けの審査請求に添付した文書は、これまでの質問内容等を整理し、回答を求めたもの。

ここまで催促しても、回答はない。それでも、やり取りと回答があったと審査会と言われるのか、説明を求めます。

○調査項目13.

親展文書の取扱いについての審査請求及び反論で十分と思いつけなかったが。

実施機関は、意図してかどうかは知らぬが、文書の変則解釈を行い、議論の方向をねじ曲げた。以下が、公開請求の文言と弁明書の一部抜粋である。

1 公文書の内容	平成4年1月24日県知事あてレターパック（親展）で送付1月25日に配達された陳情書の受付処理及び事案書簿等処理状況を示す文書と処分結果を示す文書
----------	--

なぜか①受付処理及び②事案処理簿③等とあるのを以下のように分割している。

3（1）②③より、本件公開請求中の「陳状（情）書の受付処理」「事案書簿等処理状況」「処分結果」を示す公文書は存在しないことから、本件処分を行ったものである。R4.5.17 監第92号

全頁にある「及び」は、①、②との並列的接続詞（and）であり、③等は（その他）であって、弁明書に記述のような区切りではない。つまり、事案処理簿だけにかかるものではない。

なぜ表現を変えたか

①受付処理

②事案処理簿

等（その他の）処理状況と（+）処理結果

となり、完全な内容の誤認といわざるをえない。

当然、現役職員や学識者の方々は承知のことと考えていたが、如何に。

そして、管理規則の第2条第1号で、公文書（とは）知事の事務部局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、一略と規定されている。

また、管理規則（公文書の管理の原則）第3条においても、「公文書は、その作成又は取得の年月日が分かるようにしておかなければならない」と明記されている。

これが、本件審査等を行う基本のキの部分であり、このことを押さえた上で、審査等を行うべきであった。こんな状態での答申等には、疑義を抱かざるをえない。

これは、行政処分そのものでもなく、完全な法令解釈の適否の問題である。

審査会、審査庁の見解を求めます。

○審査項目14.（審査会あて追加項目）

答申第238号6頁3. (2) から抜粋したものを以下に示しました。

審査請求人が令和2年6月頃から指導等の要請をしてきたことに対して令和3年7月頃に実施機関の〇〇保健所が犬の飼い主に対して対応を行ったこと、(1)②については、審査請求人が令和3年7月に相談の申し入れをしたことに対して同年9月に監察評価課が不受理の通知をしたことが認められるので「既に手続・処理が終了している」との実施機関の説明に不自然な点はないと認められる。

審査会は、実施機関の説明を聞くだけでなく、当初の“照会”の本文や添付資料を詳細に見られたのか疑問。

ここで、実施機関の、既に手続・処理が終了している云々とあるが、当初の“照会”で、以下の内容を記載していた。犬の処分だけなら、以下の説明要求は必要ない。

回答3 →譲渡完了後、家族から保健所へ報告が来ることとなっております。なお、解放している旨のお話しが有りましたので、直ちに訪問して飼い主への指導を行っています。

■【本当に受け身の仕事だけですか、今のままでは放すことが予想されていてもただ指導だけで放置さるのですか。条例には禁止となっております回数までは言及されていない 対処方針の通達に何かあるのではありませんかそこでも指導だけですか、情報公開の請求をしないと教えてもらえないのかな。市側も私が提案したことのある囲い込みについて放すと、そうしても扉を開けてだしてしまう（放すことを認識されての言葉と思われるが）から第三者に引き取ってもらうしかないということになったと聞いています

本当に指導だけなんでしょうか指導には次ような行程があると思いますがどこまでやられたのでしょうか通常は 口頭指導、文書指導、勧告・警告、処分といった手順をふむと思いますが、放し飼いはここ1、2年の話ではないのでどこまでやられていたのでしょうか】 説明要求の本旨はこの部分である。

上記文面のとおり、審査請求人の目的は初めから、行政処分の行使のことであり、犬の処分どうこうは、副次的なものである。そのことを主目的とし、質問してきた。

保健所が、慌てて回答前に説明をと、何の断りもなく飛び込んで来たのは、このメール発信後のことである。

犬の処分どうこうについては、質問たてり上記述しただけで、最終目的は、保健所の行政処分の有無等の説明を求めるものである。

実施機関が審査会にどのような説明を行ったかは知らぬが、故意に議論の方向をねじ曲げ、犬の処理終了で、事案は終了したと主張している。

虚言でしかない。このように、実施機関は都合のいい解釈を行い、審査会等はただ

了とした。文面の精査が不十分かつ、無責任。

審査会の学識者である各委員及び審査庁には、審査請求人の主張がどこにあるか、もっと文言等を慎重に読み解いていただきたい。

ここまでに記述してきたとおり、実施機関の主張が必ずしも正しいとは限らないということを含みつつ、審査をお願いしたい。

審査請求人が法令の条項等を示して主張する程度の、踏み込んだ議論が行われないとすれば、審査会の存在意義そのものが問われると考えます。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の理由

(1) 対象文書の特定

本件公開請求の件名にある「令和4年1月25日に県に配達されたレターパックによる知事への善処要望＝陳情（書）」は、令和4年1月25日に監察評価課に届けられた、審査請求人を差出人とする徳島県知事あて「親展」と押印された特定封筒：レターパックライト（以下「本件レターパック」という。）及びその内容物である文書（以下「本件文書」という。）に区別されるものであり、これらの取扱いについては、次のとおりである。

① 条例に基づく公文書の該当・非該当について

まず、本件レターパックは、文書が封入された単なる専用封筒であることから、条例第2条第2項に定める「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当しないと判断した。

次に、本件文書は、職員が職務上取得し、組織内で共有していると認められることから、同規定の公文書に該当すると判断した。

② 文書の保存期間について

本件文書の保存期間については、次のとおり判断した。

ア 審査請求人が被害を訴えていた犬2匹の放し飼い（以下「本件放し飼い」という。）は、飼い主の変更により、令和3年7月末までに解消された。

イ 本件放し飼いに対応していた〇〇保健所について、監察評価課が行った調査では、手続における職員の非違行為や法律違反等は認められず、このことは審査請求人に対し令和3年9月13日に通知した。

ウ 各法律等に基づく個々の行政処分や行政指導自体の妥当性については、監察評価課では判断できないため調査の対象外としており、処分に不服がある場合は処分した行政庁に問い合わせるよう、審査請求人に対し令和3年10月7日に通知した。

エ この時点で、監察評価課として本件放し飼いに関して審査請求人に対し取り

得る対応は終了したと判断した。

オ 審査請求人は、本件文書を送付するまでに、関係各所属に対するメールやSNSへの投稿（すでに削除済みのものを含む。）など数十件の苦情や質問、要求を繰り返しているが、そのうち監察評価課に関する要求内容は、いずれも対応済み又は対応が不要なものと考えられるため、個別の対応を行う必要はないと判断した。

カ 以上を踏まえ、本件文書については、これらの要求の一環に相当し、個別の対応が必要と認められない内容であることから、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号。以下「規則」という。）別表の区分では「六 その他一年以上保存する必要がないと認められる公文書」に該当すると判断した。

③ 文書の取得年月日の記録について

ア 本件レターパック及び本件文書は、令和4年1月25日に監察評価課で受領したものである。

イ 受領した文書については、規則第3条第1項により「取得の年月日がわかるようにしなければならない」とされていることと、上記②カより、本件文書は1年以上保存する必要のない軽易な文書であり、徳島県文書規程（平成13年徳島県訓令第13号。以下「文書規程」という。）第7条第1項の規定に基づき、所属における収受印の押印義務はないことを合わせ、担当者において、当該レターパックに、受領年月日を手書きでメモをした。

ウ この「受領年月日」については、情報として組織内で共有している一方で、「受領年月日をメモした本件レターパックについては、

- ・ 本件文書には行政庁の応答義務が認められないことから、受領年月日が直接、審査請求人の権利利益を侵害する要因になる情報とは認められない
- ・ 本件文書に係る受領年月日は、実施機関の判断や意思決定過程などを示すような、社会通念上「公文書」と判断されるべき内容を有していない

以上のことから、組織的に共有する必要がないと判断し、担当で保管している。

エ これらのことから、受領年月日がメモされた本件レターパックについては、本件公開請求の対象となる公文書には該当しないと判断したものである。

（2）本件処分について

（1）で述べたように、本件公開請求に対し、公開対象となる公文書は存在しないことから、本件処分を行ったものである。

2 その他

本件請求趣旨及び理由には、情報公開請求に対する処分への審査請求の範囲を逸脱した内容が含まれており、それらは本件処分とは直接関係がない。

また、令和4年2月28日付けの審査請求人からの情報公開請求に対し、同年3月

14日付けで実施機関が行った公開拒否決定処分に対する審査請求(同年3月19日:第610事案)については、徳島県情報公開審査会答申第238号において実施機関の判断の妥当性が認められており、その中で、「実施機関が本件文書を令和4年1月25日に取得した」ことは既に事実として明らかにされている。

第5 審査請求人の反論要旨

1. はじめに

実施機関の弁明書4その他において審査請求の範囲を逸脱した内容が含まれており、それらは本件処分とは直接関係ないと主張するが、審査請求の中身は、これまでの実施機関の弁明等の内容を基本的には基礎とし審査請求を行っています。そして、従来の不適法な審査請求として「却下」が妥当との主張を今回は求めていない。

そして今回の弁明の論破することにより、令和4年3月14日の拒否理由も虚偽公文書となる。2件の公開請求内容は既に承知のはず。以下についてはどう考えられるか。

いまさらと思いますが、各位にお尋ねしたい。

同一文書（陳情書）

例1 (Q) 裁判において全員一致で有罪とした ↓ (A) 一裁判官が裁判所外であれば無罪だと言いだした	例2 (Q) 実施機関が公開拒否の理由を又は取得しておらず、文書が不存在とした ↓ (A) 中身を見た上の弁明で、内容を批判し、課に保管していると発言した	例3(本件) (Q) 実施機関が公開拒否の理由を文書存在であるためとした ↓ (A) 弁明で、手書きで記録し、保存を認めた
---	--	--

これが、審査請求人の主張の根源であり、今回の弁明で文書（陳情書）の取得を認めたため例2、3の(Q)の内容は虚偽である。審査請求人は、一貫してこのことを主張したが、審査会等は無視した。法治国家で各(A)の主張は認められるか。

例2・例3も(A)の弁明には(Q)のまま(虚偽)ではその主張は認められない。

文書の存在を認めた上で非公開情報等であること等で拒否理由を示すしかない。

また、(A)の弁明(事実でも。)で拒否決定(処分)を訂正・変更はできない。それが行政手続というものである

また、4、その他の、何が逸脱した範囲か抽象過ぎて全く不明。逆に、実施機関においても、審査に関係のないどころか、審査請求人を惑わすような、「陳情書は議会に提出するもの」等誤解を与える弁明を行っている。なお、それぞれの公開請求は独立しており、対する審査請求等も、当然独立して存在すると考える。

本審査請求に記載し、弁明のない項目は、全て審査請求人の主張を認めたものとして、審査をお願いしたい。

今回、実施機関が、本件レターパック入りの文書を、「内容物である文書（本件文書）」とし、その前段では、レターパックによる知事への善処用法＝陳情（書）云々と記述した。

つまり、今回の弁明で、陳情書たり得ないとの主張はなく、陳情書であることを否

定していない。このことについて、実施機関等は事実誤認をしている。

（注）事実誤認とは、「事実を誤って認識すること、物事を間違えて実際とは異なる内容と理解することなどを意味する表現。」を言う。そして、事実認定に誤りがある場合、その行政行為は違法と判断された判例がある。よって監察を行う者及び審査会審査では絶対にあってはならない事柄である。

実施機関等は、審査請求人の真の申告意図（目的）を理解した上で、本当に調査等を行ったのかお聞きしたい。

併せて審査会には、「見受けられる、特に不合理な点ないと言わざるを得ない、文面からは判然としない等」曖昧な表現が散見されます。審査・答申にあたって、審査請求人の主張と実施機関の弁明で争点となっている事項については、いずれの意見が妥当か、根拠を示し答申していただきたい。これまで答申内容を見ると実施機関の説明や弁明で一方的に判断しているとか思えない部分がある。その一例が、「親展文書」の取扱いである。これについて、法令等解釈による適否の判断はされていない。弁明書の３（１）についての反論に挿入した２つの画像を見ていただきたい。これについても適切な判断はされていない。これは、情報公開に伴う公開拒否の理由等の争点にも関連する重要な事項である。

審査請求人は、審査請求及び反論において、原則該当法令条文や解釈例を示して審査を求めて来た。反して、実施機関は、根拠規定をはっきり示さず、イメージ的な内容が多々ある。実施機関の主張を容認するのは結構ではあるが、その対立軸にある請求者の主張のどこに瑕疵があるか、指摘していただきたい。これまでの答申内容を見ると、この部分が欠落していると思えない。

法令等の条文の解釈に、二律背反はない。いずれの主張が正しいか、はっきり判定していただきたい。

審査を求めているのは、審査請求人であって、実施機関の説明等の評価を求めているのではない。審査請求人の主張に対して、正しい評価をお願いしたい。

やっと、犬の処分方が決まり、その処理内容の説明も受けた。このことについては、何ら関心はないし、そのことについての異議の申し立て等は、行っていないはずである。

審査請求人が保健所に求めたのは、後述の②アの反論のとおりで、害が発生した時点で、なぜ行動しなかったのかが質問内容であり、このことに誰も向き合ってこなかった。

つまり、審査等において審査請求人の主張を軽視し、実施機関の弁明や説明を優先している。これは、事実誤認又は故意に調査、審議の方向をねじ曲げたことと考える。

今回、弁明（３．（１）①）で、レターパックの内容物が公文書であることをはっきり認めた。

しかし、R4.3.14、監第３００１号では「当該文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるため」、R5.7.20、監第３００６号では「文書が不存在であるため」を公開拒否の理由としている。

双方とも、取得及び存在している事実を承知しながら、そのことを否定しており、これは、虚偽公文書作成及び同行使にあたる。審査会は、このことについて、何ら審査や議論を行った形跡もないが、なぜか。

これは、審査請求及び反論において機会あるごとに指摘していたが、一度も対応はなかったが、非常に重要なテーマである。

つまり、審査請求人の主張より、実施機関の弁明や説明を優先したからである。

ここで、重大事項の確認を願いたい。本件、弁明書2頁の上段部分で知事への善処要望＝陳情（書）（注：ここに、陳情書ではないとの否定の文言はない。）は令和4年1月25日に監察評価課に届けられた、審査請求人を差出人とする徳島県知事あて「親展」押印された一略一及びその内容物である文書（以下「本件文書」という）に区別されるものであり、一略と記述している。しかし、入れ物を含めて公文書である。

公文書管理規則、別表（第6条関係）では、「請願又は陳情に関する公文書」とあり、「請願書又は陳情書」ではない。

よって、封書の表面の品名欄に「陳情書在中」とし、陳情の意思表示を行っており、内容物とセットで陳情である。

公文書の要件の1つに、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したもの」があり、解釈・運用としては、手続的要件を満たすことを要しないとされている。

陳情書たりえずに対して、何ら根拠はないと反論した。

今回の弁明にこの主張はない。

審査請求人の主張を認め取り下げたと考える。

ただし、公文書である弁明書の中には、現在もこの主張は残っている。

審査会もこの件に触れていないことから同様の判断と解する。

ここで、陳情に関する公文書であることから、当然、保存期間は3年となる。

また、「公文書はていねいに扱うこと」とあり「ていねいに保管せよ」とはなっていない。何もせずに保管することはあり得ない。処理しないのであれば、なぜ返却しないのか説明を求める。（公開請求で情報公開・審査請求等で争っている事案である。）

弁明で、3（1）①で当該文書が「公文書」であることを認めたため。公文書管理規則第3条の「公文書は、その作成又は取得（受領ではない。）の年月日が分かるようにしておかなければならない。」を受けて年月日をレターパックに記録したもので、正に公文書である。

注：「公文書管理規則」及び「文書規程」において、「収受」及び「取得」の文言はあるが、弁明で記述の「受領」という文言は存在しない。

3（1）③のア、イ、ウ、エにある「受領」という表現は全て誤りである。本用語を使用した目的は何か。監察を行う実施機関は、法令等の遵守や公文書等の記述については正確を期すべきである。

以下に、弁明項目ごとに反論を行うため、相当重複記述があることをご理解願います。

2. 文書の取得年月日は、今回の弁明書（R5. 10. 16 監第 1 4 6 号）で、審査請求人が差出人で知事あてに「親展」と押印された特定封筒：レターパックライトー以下略」に、1 月 2 5 日配達時に取得したとしている。その日時についての反論は、後述します。

そして、3 月 1 4 日の拒否決定の理由が虚偽内容のままで、拒否決定内容に訂正・修正等を加えることなく、5 月 1 7 日の弁明書では、取得年月日を明かさず、保有・保管していることは認めた。つまり、取得・存在する文書がありながら、拒否決定の理由を「取得せず・不存在」とした。行政手続行為としては、ありえない。そして、信じられないことであるが、虚偽の拒否決定を基に、諮問、答申、裁定を行った。

なお、弁明は拒否理由に対する説明であり、拒否決定の内容に変更を与えるものではないことは、既に指摘している。（別の公開請求担当にもその旨確認済み。）

つまり、虚偽内容の公開拒否決定理由を記述した公文書は、現在も存在している。

有識者集団である審査会も、公開請求そのものにも関連する、この手続のあり方適否について、当然調査及び審査すべきであった。

3. 弁明書の 3（1）についての反論

前述したが、レターパック（入れ物）と内容物に分けて主張すること自体がナンセンスというか、議論を本筋からずらそうとする意図が見え隠れする。

封筒表に書かれる書留等の郵便法に基づくサービス（既に「親展」は外脇付で、郵便法等とは関係がないことは、指摘済み。）の利用や、提出者の意志を示す「親展」という文書は、この入れ物にしかなく、書留等や親展文書であったことを、後日検証する場合、これが唯一の証拠であり、これ以外の証拠は存在しない。

また、双方は密接不可分の関係にあり、併せて公文書として一体的に管理するしかない。

親展文書の取扱いについても、審査請求人の主張する、様式より条文優先の考え方に対する結論を未だに避け続けているが、明らかに規程の改正ミス。

当該条項を変更しない限り、配布記録簿に記載すべきは「親展文書」でしかない。

このことについて、審査会は現状の規程のたてりを確認した上での見解を求めます。

注：たてり…岡山の方言「物事の道理や規則」のこと。

審査庁は、この改正ミスを隠し、答申内容に錯誤があることも承知の上で、答申を尊重するという無責任な裁定を行った。（答申は、必ず守ることとはなっていない。よって、最終責任は審査庁にある。）

「親展文書」は、徳島県文書規程の第 5 条第 3 号で、特殊文書配布簿に記録することとなっている。様式には「親展書留」とあるが、条文なくして様式はない。

「看板に偽りあり」厳しく言えば、悪徳商法のやり方と同じようなものである。

このことに適正な主張をしない審査会は、これに加担したと考えざるをえない。

条文の適切な改正がない限り、「親展文書」の考え方は生きている。

このことに、審査等での事案の精査が不十分であり、再度審査を求めるものである。

審査請求人の主張を全く審議せず、実施機関の説明で終わらそうとするからこうなる。

また、審査会は、第5条第3号のみの改正を指摘するが、第7条第1号の記述も併せて改正の必要があることも、既に指摘した。

一般人が、親展文書がどのような扱いをされるかを確認するのは条文であり、様式は内部処理手続上の問題であり、部外者が関知するところではない。

学識者集団の審査会審査でありながら、現状で条文と様式のどちらが優先事項かの判断すら行っていない。これでは、審査を行ったとはいえない。

審査請求人の主張の中身を吟味しないため、このような答申となったと考える。この内容は、自治体現役職員ならば条文と様式、つまり配布簿が整合性が取れていないことは理解できたはずである。

また、審査会は、実施機関の主張や説明を中心に答申し、審査請求人の主張する重要課題や核心部分の見解が、答申にはほとんど反映されていない。

徳島県情報公開条例第2条第2項で、この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）一略一であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうとしている。公文書の要件については、既に述べた。ここで、文書とは

①文字や記号を用いて意思を書き表したもの：広辞苑第7版

②紙片等の媒体に文字その他の符号をもって何らかの思想が表示されたもの〔有斐閣法律学小辞典第5版〕とある通り、正にレターパック表面に記載された「親展」「陳情書在中」の文言は文書である。また、実施機関の職員が取得日を記した文書（日付け）も、「公文書管理規則第3条の公文書は、その作成又は取得の年月日が分かるようにしておかなければならない」を受けて記述したものと考えられ「公文書」である。

①で、内容物のみを公文書であると実施機関は認めているが、既述のとおり。双方が密接不可分の関係にあり、レターパックは単なる内容物を入れる袋だけではない。ここに、実施機関等の「事実誤認」がある。

②文書の保存期間について項目毎に反論

アの反論：放し飼いの解消は、あなた方の努力ではない。このことは、今回の一連の行動を起こす前から承知のこと。

そこまで言うなら、なぜ、前年に解消の努力をしなかったか。

当初の“照会”及び知事宛陳情の文書で、審査請求人が保健所に回答を求めているのは、犬の処分自体の問題ではない。2021.7.15の保健所あてのメールの質問主旨は、末尾にある「本当に指導だけなんではいなか指導には次のような行程があると思いますかどこまでやられたのでしょうか通常は口頭指導、文書指導、勧告・警告、処分といった手順を踏むと思いますが、放し飼いはここ1、2年の話しではない何処までやられていたのでしょうか。（原文のまま）」と記述した。

実施機関に提出した図のとおり、問題視していたのは、犬の処分でないことは明らか。

審査請求人及び市の行動があつて、保健所はやむなく動いただけのこと。

犬の処分の連絡は、2021.7.15 に受けている。その上で、なぜこのタイミングなのかと質問を行った。そして

- ・ 回答内容が不十分のため 2021.7.15 再回答を求めた。
- ・ 要求を繰り返しても回答を行う意思がないため、監察評価課に審査請求人の求める説明を行うよう指導することを、「7.26 犬の放し飼いに関する処理方針に対する対応について（照会）」で資料を添え、文末に「以上がこれまでの経過です。これについて保健所または担当者は事実を正しく説明する必要があるのではと思っておりますがいかがでしょうか。」と結んでいる。初めから条例違反を疑いつつ、説明責任を果たすよう指導を求めた。

つまり、措置命令を行使しなかった理由の説明を求めてきたものである。

このことは、これまでの公開請求に伴う審査請求や反論書でも述べ続けたが無視を続けられた、説明責任を果たすということは未だに解決されていない。

これは、実施機関及び審査会の完全な事実誤認でしかない。

審査請求人としても、初めから実直に事実を認める対応であれば、ここまでやるつもりはなかった。本人の対応及びその監督者の対応の問題である。上司かどうか知らぬが、行き止まりの道で後をつけ、何か話をするのかと思えば、何もせず通りすぎ、折り返して帰ったこともある。この事実も以前に示した。

このような態度を私は最も嫌う。

今回の、実施機関の対応が、本当に職員のためになるのか、考えをお聞きしたい。

また、R4.2.13 付けで監察評価課長あて質問し回答を求めた文面でも、19行以降、64行以降、73行以降等に見解を求め、2月25日までに回答を求め、回答なき場合は、当方の主張を認めたこととすると通告済み。

今更何をと思うとともに、審査請求人の主張の意味を全く理解しない事実誤認でしかない。

根拠規定等を具体的に示すことなく、自己の勝手な解釈での主張に終始している。

そこには、問題を解決しようとする意図が全く認められない。

イの反論：R3.9.13の通知内容「通報の不受理について（通知）」では、受理しない理由として「・・・調査した結果、職員による行政事務処理等における不適切な行為は認められなかったため」だけの記述しかない。

しかし、今回の弁明書では、どさくさに紛れるかのように、職員の非違行為や法律違反等は認められずと、表現を変更した。

これまでになかった文言である。公文書の記述は、責任をもって、正確を期すべきである。

また、2回目の当時のHPに示されていた、調査項目1による調査要求でも、

R4.5.20 監第97号の「通報の不受理について（通知）」においても「・・・令和3年9月13日付け監第116号で調査・回答済みであるため、不受理といたします。」との記述で非違行為や法律違反等の文言はない。

審査請求人が求めたのは、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例第17号第2項の違反があったかについて保健所に説明を求めてきたが、対応しないため、条例違反の有無を含めて監察評価課に指導を求めたものであり、犬の処分がどうなるかは初めから問題としていない。

そして、「徳島県動物の愛護及び管理に関する不利益処分取扱要項」第3条第3条（基本原則）において、「処分は、時機を失することなく、的確かつ厳正に行わなければならない。」と規定されている。つまり、害があった場合は、処分に猶予はない。

これについても、見解を求めて来た。なぜ回答しないのか。

そして、審査会も、重要な事柄であるにもかかわらずコメントしないのはなぜか。

これが、今回の一連の公開請求を行ってきた本当の理由である。

結論として、同条例第17条第2項の措置命令違反であり、実施機関の認識不足であり、事実誤認としかいいようがない。もしくは、条例違反をはぐらかす方便でしかない。

このことは、令和5年3月21日付けで提出した審査請求のとおり。

通知文（不受理）の内容と今回の弁明の内容は、全く異なる。いつ再調査を行ったのか。

当時において、項目1の否定で足りたにもかかわらず、なぜ職員による行政事務処理等における不適切な行為は認められなかったとしたのか。なぜ初めから職員の非違行為や法律違反等は認められずとしなかったのか。今回どさくさに紛れて、前言を翻した主張を行っている。大いに疑問がある。これは故意と解釈するしかない。

そこで、職員の非違行為や法律違反等は認められないとする根拠規程等は何か。

徳島県動物の愛護及び管理に関する不利益処分取扱要項の第3条を覆す規程等でもって説明されたい。

一言一句を争う、真剣な議論に水を差すような言動は行うべきではない。

ウの反論：通報制度は監察評価課の専任事項であり、通報扱いとした以上、全て自らの責任で調査、判断できるはずである。

弁明で主張する、行政処分や行政指導自体の妥当性について監察評価課では判断できないため調査対象外というが、これは詭弁と考える。

また、審査請求人が求めているのは、害があった場合の事務処理手続等の妥当性（法的解釈）を問うているものであり、行政処分（現実としては行使していない。）や行政指導のやり方そのものの適否を尋ねているものではない。あくまで、条例等の遵守が行われていたかどうかである。

具体的には、条例違反に該当しながらも何も行わなかったことに対する評価を求めている。最終的には、通報による調査の対象としての、「法令（条例、規則及び

訓令含む。違反又はこれに至るおそれのあるもの」に該当するとして、審査等を求めているものである。なお、通報による調査対象に、個々の行政処分や行政指導等を除くとの記載は存在しない。

監察の権限はオールマイティと考える、それを確認するため監察業務の範囲等についても期日を定めて見解を求めたが回答はなかった。そして、回答がない場合は、当方の考えに同意したものとみなすと告知済みであることは、承知のことと思う。

監察行為を行うに当たっては、監察処理要領等の指針なりマニュアルがあると考ええる。

何もなく、一監察人の判断で監察に入ることなど到底考えられない。

そして、審査請求人は、監察業務は現場の法令・行政行為等にも監察できるものと考えている。弁明のとおり主張するのであれば、それらの証拠（全文とは言わないがタイトルと該当事項のみで良い。）を示して反論すべきである。今までに何ら見解を示されていない。

つまり、根拠を示さずに個人的見解に過ぎない。反論を期待したい。

エ、オの反論：こじつけの言い訳でしかない。かつ、自己弁護の個人的見解を述べたにすぎない。実施機関、審査会及び審査庁は、当初の“照会”及び陳情書を本当に精読されたか疑問。誰が読んでも、文末で説明責任を果たすべきではと締めくくっている。

このことを、なぜいつまで無視を続けるのか疑問である。

令和5年2月14日監第3011号拒否決定に対する令和5年6月21日反論でも、以下の指摘を行っている。

- ・ 公益通報者の意向に反して調査を行うことも原則として可能である。他方で、公益通報者の意向に反して調査を行う場合においても、調査の前後において、公益通報者とコミュニケーションを十分にとるよう努め、プライバシー等の公益通報者の利益が害されないよう配慮することが求められる。 県にコミュニケーションなどなし 不受理の通知のみ。

上記のとおり、調査を行うことは可としているが、調査等とはなっていない。

調査後の処分等までは、言及されていない。（既に別件で指摘済み。）

つまり、実施機関に関する要求内容は、いずれも対応済みというが、手続の瑕疵を含めて、何ら終結はしていない。これ以外にも、問題点を指摘している。

上記に示す通り、適切な手続が行われておらず、併せて事実誤認が存在する。

実施機関に、審査請求人が監察評価課に求めたのは何か。

勝手に、通報、不受理で問題がそれ以上拡大しないよう操作したとしか考えられない。

自ら判断できない部分があるなら、通報扱いとせず、なぜ担当部署にその対応を求めなかったのか、その理由を説明されたい。

逆に、自ら通報扱いとして取り込んだから、法令の基本的解釈を他部署に求めたとしても、自ら法令等の解釈により結論を見いだすしかなかったはずである。

それが通報における処理の基本原則と考えるが如何に。

このような不作為が有りながら、監察評価課に関する要求内容は、いずれも対応済み等と、よく弁明できるものだとあきれる。

反論理由は反論 1 のとおり。“照会”及び知事宛陳情に記した要請内容については、保健所が審査請求人に求めた説明責任を果たさない限り、何ら解決していない。

強いて言えば、実施機関は、通報扱いとして、本来の解決の道筋を意図的に封鎖した。

はっきりと申し上げる。手続的なことは別として、審査請求人が被害を受けたことを市担当に通知し、その被害確認も受けた。しかし、保健所は一切対応をしなかった。まず、このことを（条例判断やこれまでの行政行為等）どう評価されるか。条例違反は存在した。この重要問題から逃げる理由は何か、単に法令違反はなかったでは、ただの個人的見解でしかない。

審査請求人の法令等に基づく主張には、法令等解釈で答えるよう求める。

つまり、徳島県動物の愛護及び管理に関する不利益処分取扱要項の第 3 条を覆す規程等でもって説明されたい。

また、保健所職員等が、本要綱の主旨を不承知か、又は承知の上で何ら対応しなかったことは、職務放棄そのものであり、このことも指摘し続けた。

このことは、実施機関も通報扱いとした以上、当然判断すべき事項と考えるが、全く、一切関わろうとしなかった。これも職務放棄かもしれない。もしくは調査不足でしかない。

できないのであれば、3（1）②イ中の非違行為や法律違反等は認められずの文言の撤回を求める。これらのことから、再度の審査を求めるものである。

徳島県公文書管理規則第 3 条第 2 項にはどう定義されているか。

審査請求人は、実施機関には通報以外にも、コンプライアンス等適正業務の推進の調査指導も行っていることから、公平な立場での事案解決を求めて、対応を要請したものである。

違反の摘発だけが業務ではないはず。そのため、監察評価課の業務の範囲についても、説明を求めた。

しかし、実施機関は、保健所の条例違反の事実を隠すがための種々の工作を行ったとしか考えられない。

審査請求人の要望の主旨がどこにあるか、審査会等も、文面を精読され、再度判断されたい。

特に、審査請求書にも記載したとおり、保健所の条例違反は明らかである。そして、実施機関の通報処理では、法令等違反であるにも拘わらず、これを指摘せず、見解も示さず、逃げ続けている。いわゆる職員服務規程第 2 条の主旨にも反する。

カの反論：これは完全な事実誤認であり、実施機関の主張は全く根拠がない。

実施機関が、個別対応が必要と認められない内容であると判断したところで、本件文書は「陳情」に変わりはなく、規則第 6 条「別表」区分四の 8 の「請願又は陳

情に関する公文書」そのもので、前述の反論１のとおり、親展文書、かつ陳情書以外の何物でもない。

実施機関の「その他１年以上保存する必要が無いと認められる公文書に該当する」との主張は、上記規程の内容を無視した（規程違反）、ただ単に個人的見解を述べただけのこと。

規程そのものも無視する裁量権の乱用、かつ、服務規程第２条の主旨に反する行為である。陳情に示した文書には、本文の右に欄を設け、コメントを付加したが、取り上げると不都合があるため「これらの要求の一環に相当し、個別の対応が必要と認められない内容であるから云々」として逃げている。このことについては、審査会も無視を続けた。

審査請求を求めたのは審査請求人であるにもかかわらず、ほとんど内容を確認することなく、実施機関の弁明や説明を容認し、答申を行っていると考える。

そもそも、ある答申に「…対応が自ら望むようなものでないことから」云々とあるが、実施機関は、審査請求人の求める本旨を逸脱し、保健所に説明責任を果たすよう指導することも行わず、通報扱いとし、審査請求人が意図しない余計な対応を自ら行った。

今回の陳情書においては、当初の“照会”文書以上の指摘（はっきり条例違反等）を行っている。その内容に不都合があるため、色々な理由を付けた妨害行為を行った。そして、審査会もそれに追従した。

納得できる説明があれば、それ以上追求するつもりはなかった。問題を不複雑にしたのは、実施機関である。これも非常に重大な事実誤認である。

そして、通報扱いで不受理とし、門前払いとしたため、審査請求人は喧嘩を売られたと解釈し、ならば保健所の条例違反はどうかについて、一貫して説明を求めて続けてきた。

そして、「徳島県動物の愛護及び管理に関する不利益処分取扱要綱」第３条（基本原則）において、「処分は、時機を失することなく、的確かつ厳正に行わなければならない。」と定めている。つまり害があった場合は、処分に猶予はないことを指摘したが、これを覆す根拠も何ら示さず、ただ非違行為や法律違反等はないという。

ここまではっきり断定するのであれば、要綱の規程以上の根拠を示されたい。それがなければ、何ら根拠もない「そらごと」（個人的見解）でしかない。

また、保存期間については、公文書管理規則第１０条３号で、現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して１年間。４号では徳島県情報公開条例第６条第１項に規定する公開請求があったもの同条例第１２条各項の決定の日の翌日から起算して１年間となっており、事案終結してから１年間の保存が求められており、全く根拠のない、個人的見解でしかない。さらに、同一案件で、保健所にも公開請求を行い、まだ諮問中である。

このように、相互関連している事案を「その他1年以上保存する必要がないと認められる公文書」とすることは、規程無視の身勝手な裁量権の行使でしかない。

よって、本項目“カ”については、何ら主張の使拠となり得ない。

つまり、実施機関の弁明は全て根拠のない、単なる個人的見解でしかない。

直ちに、弁明の撤回と、公開拒否決定の撤回及び事案のリセットを求める。

③文書の取得年月日の記録について

アの反論：既に指摘したとおり、レターパックと内容物は、双方を合わせて陳情に関する公文書であり、監察評価課が公文書（陳情書）を取得したのは、1月25日とは限らない（理由は別途後述。）

いずれにしても、同日かその直近と考えられるため、2件の拒否決定理由は虚偽である。

虚偽の上にいくら正論を重ねても、それは無効、その前に変更決定等を公式に行わない限り、虚偽文書は存在し続けることとなる。誰がこの公文書の責任を取るのか。

イの反論：陳情に関する公文書を1年以上保存する必要がないとはどういう発想が全くの事実誤認である。陳情書であり、特殊文書配布簿に記録が必要であり、前述のカの反論等のとおり。なお、一步譲って、実施機関の主張のとおりとしても、徳島県公文書管理規則第10条（公文書の廃棄の特例）第4号のしぼりがあり、軽易な文書としての廃棄は許されない。

この、現行文書規程の条文のたてりに不合理な点（改正ミス）が存在することを審査請求人は指摘し続けたが、実施機関等は、何もなかったように無視を続けた。これでは、ロボットの仕事と同じである。今のAIならフィードバックして、問題点を探索し作業の停止等を行うと考える。人なら、停止だけでなく、それ以上の能力を持っていると私は信じたいが如何に。

現状の行為が、職員服務規程に忠実なのかどうか、教えてもらいたい。

そして、最大の争点の一つである、このことに、事査会は審査権限を放棄した。

また、処分等を行わず保管は、未処理事案として保管されており、処理が完了するまでは廃棄はできない。未処分のままの廃棄は、公文書管理規則に反する行為と考える。

以上のとおりで、ここで保存期間に関する主張を行うことには、何ら意味がない。

そして、弁明にあるが、公文書であり年月日をわかるようにするのは当然のこと。

②カ、の主張をここに持ち込むことこそ、不見識。陳情書に弁明のような主張は無意味。

なお、例え話であるが、実施機関の主張のように、レターパックと陳情文（内容物）を分けて考える場合、公文書と認めたのは内容物の陳情文であり、内容物（陳情文）のいずれかの場所に取得年月日を記録するのが通常と考える。なぜ、わざわざただの入れ物の方に記録したのか不思議である。既に示した通り入れ物を廃棄できない理由がある。

それは、入れ物に「親展」及び「陳情書在中」の文書があるためである。

弁明の3（1）①で公文書であることを認めているが、受領年月日ではなく、取得年月日である。記述は正確であるべし、これは個人的考えの表現でしかない。表現の訂正を求める。

レターパックに手書きでメモしたとあるが、これこそ前述の3. の弁明書の3（1）についての反論で述べたとおり、公文書である。

審査請求人が公開請求で求めた「公文書の内容：令和4年1月25日に県に配達されたレターパックでの知事への善処要望＝陳情（書）を実施機関が取得した年月日の記録（メモを含む）そのものである。」本公開拒否決定及び令和4年3月14日付、監第3001号の公開拒否の撤回と請求内容の公開と再審査等を求める。

「③文書の取得年月日の記録について」とタイトルで記述しながら、その他の文中では受領としているのはどういう意図か、説明されたい。監察業務という、法令等とシビアに向き合う仕事をする者がこうした表現をすることには疑問。これでは、（要請）文書の本旨等を十分読み取れないのではと危惧する。

ウの反論：反論1のとおりであり、全くの詭弁であり、事実誤認。

受領年月日でなく取得年月日を情報として組織内で共有すること自体、その内容物は公文書である。公文書でなく私文書であれば、情報として共有する必要はない。

なお、公開請求には、「権利利益」は全く関係のない話しである。この主張を行う意味が全く分からない。これも、何ら根拠のない、単なる個人的見解にすぎない。公文書の公開請求に、権利利益やその他理由は求められていない。

また、実施機関の判断や意思決定過程等を示す様な云々とあるが、職務上組織で共有される文書は、公文書そのものである。

取得年月日については、情報として組織内で共有している。と明言している。

つまり、公文書に組織職員が手書きで記録し（作成し）、保存したと言っている。弁明内容が支離滅裂である。

先にも述べたが、全てが公文書であり、冒頭で、組織内で共有していると言いながら、後段で組織的に共有する必要がないとは何たる詭弁。

以上、公文書の解釈に「事実誤認」があり、完全な個人的見解でしかない。弁明の撤回を求める。また、徳島県HP「公文書公開請求の手続きについて、1 請求の方法について「公文書の公開請求は、次の公文書公開請求書に必要な事項を記載し、これを窓口に提出することにより行います。」としか記載されていない。

公文書の請求で請求理由は求められていない。なぜこんな無駄な主張をするのか。

レターパック表面にメモ書きとして取得年月日を残したことにより、より公文書であることを補強したこととなる。

二つ目の・についても、全く見当違いのコメントである。

利害の有無は関係なく、誰でも、非公開等の制限事項がない限り、公文書の公開は請求できるし、情報を取得することができる。ここに、完全な「事実誤認」が存

在する。

この公文書の取扱いの不適切な対応の訂正を行うことを求めるのが、今回再審査等を求める理由である。

エの反論：前述したとおり、完全な「事実誤認」である。

レターパック表面に、「親展」「陳情書在中」と、はっきり差出人の意図を示す文言等が記載されており、かつ、当初の“照会”の通報扱いによる処理に関し、審査請求人が、保健所の説明責任を果たすよう求めたことについては、一切対応していない。

また、ウの反論で示したとおり、前述の2件の公開拒否決定の理由は虚偽であり、これを正さなければ、実施機関の務めは終わらない。それを行わないのなら、なぜ実施機関で取り扱ったのか、説明を求める。

陳情書の実施機関の処理は「事実誤認」、かつ、不作為が存在する。取得受領年月日について、徳島県公文書管理規則第3条の「公文書は、その作成又は取得の年月日が分かるようにしておかなければならない。」のとおり、取得年月日をメモしたのは、正に公文書である。

よって、令和5年7月20日付け監第3006号の拒否決定の理由は、虚偽であり、虚偽公文書を作成、行使したこととなる。撤回を求める。

4. その他について

審査請求人は、3月14日監第3001号の公開拒否決定の拒否理由「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しないため」の文言を前提とし、審査請求等を行ってきた、その答申第238号の（1）では、以下の記述体裁をとっている。

第4

1

（1）

（2）

（3）と項を設け（項分け）て記述されている。

「項とは、ある事柄を小さく分けた一つ一つ。それ自体は他の部分と独立している。－中間省略－・法律や、－中間省略－などでの区分の一つ」と定義されている。

本件公文書も、この記述が踏襲されていると解釈した。役所等公的機関の文書は正確を期すべきであり、上記のとおり、各項毎に独立した文書で、（1）では確かに1月25日に法制文書課に届いたとある。

（2）では同日とか日時を表す言葉は何も存在しない。つまり、この表現では監察評価課が、当日に本当に取得したかは不明。争点（問題）となるのは、監察評価課に届けられた取得年月日であり、法制文書課に届いた日時ではない。

審査請求人は、これまでの審査会の答申内容を考えると、100パーセント信頼することはできない。曖昧であったり、錯誤を伴った記述が存在している。

また、審査庁は、審査会の答申を都合良く利用しているとしか考えられない。

自らの行為で、記録したというレターパックの表面をコピー等図画化し、本弁明書中に画像として貼り付けるか、別紙として添付すれば済む話しである。

わざわざ、答申の内容を取り上げ、間接的に説明する必要はない。

前述のとおり、実施機関の公文書の取得日が判然としないため、虚偽公文書の作成行使の疑いがあるとして、何度も確認をとった。現にそのとおりであった。

日時は別として、公文書の取得を認めたことにより、今回の公開拒否の理由にある「文書不存在であるため」は虚偽文書となり、先の拒否決定（令和4年3月14日）の「当該公文書を作成又は取得しておらず、文書不存在であるため」も虚偽であることがはっきりした。

そのため、今回両案件を含めて、審査を求めたものである。

また、3（3）のなお以降については、審査請求人の主張のとおり、条文では「親展文書」であり「親展書留」ではない。そして、本規程の改定が行われない限り、「親展文書」は特殊文書配布簿に記載されるべきものである。

厳しく言えば、実施機関等の弁明は、全く正当な法的根拠を示しておらず、身勝手な解釈による、個人的見解でしかない。

なお、失礼な言い方となるが、答申第238号については、学識者の集まりである審査会の答申であるが、決定的な事実誤認が存在する。

先に指摘したとおり、答申内容に疑問の記述が存在している。

学識者といっても、行政のプロではない。しかし、審査庁の職員等は、採用試験を受け職員になったものであり、当然の法令の知識や行政の仕組み等を十分に承知のはずで、素人の審査請求人の指摘も理解できたはず。

また、審査会の答申は尊重すべきとあるが、誤った判断がある場合は、自ら修正すべきと考える。最終責任者（裁定者）は県であって審査会ではない。

つまり、自らの主張等を表に出さず、審査会を表面に立て、うまく活用している。

規程の改正ミスは、その典型である。自ら定めた規程を自ら判断できないことがあるのか、不思議である。

そして、最も根本となる保健所の条例違反の指摘及びそれに対する見解を求めて来たが、未だに見解を明かさずにいる。保健所に説明を求め続けて来たのは、この一点のみ。

このことについて説明がない限り、事案の終結はない。ここに、各機関の「事実誤認」が存在する。ただ、違反があったか、なかったか、それだけである。条例及び先に示した徳島県動物の愛護及び管理に関する不利益処分取扱要項等を基に、審査請求人の主張が正しいかどうかの判断をされたい。

なお、弁明書においても、根拠規程等を示さない、個人的見解の主張が多々存在する。その主張に対して、答申では、主張は是認できる、見受けられる、特に不合理な点はないと言わざるをえない等、根拠規程等を示さない実施機関の主張を容認する言葉がある。どこまで、根拠法令等に照らして判断したかが見えない。

色々と主張してきたが、審査請求及び反論書の内容に沿った、まっとうな審査、審議等を求めます。

追伸：

職員等からの通報制度に関するQ&Aで、調査項目について

次のいずれかに該当するものを対象とします。とし、

- (1) 法令（条例、規則及び訓令含む。）違反又はこれに至るおそれのあるもの
- (2) 県民の生命又は健康に重大な損害を与えるおそれのあるもの
- (3) 行政事務処理等における不適切な行為
- (4) 職務外の非行や信用失墜行為
- (5) その他県民全体の利益等公益に反するおそれのあるもの

先頭の数字（ ）部分を除いた理由は何か。

この数字を除くことにより、複数の違反等を示せることとなったと考えられ、今回の審査請求人の場合は、複数項目が該当することとなる。

つまり、(減点) 行政事務処理等における不適切な行為があつて、それに伴う(減点) 法令（条例、規則及び訓令含む。）違反があつたこと(減点2)になると考えるが如何に。

また、これは職員宛と考えるが「通報の内容は、監察局職員等、ごく限られた者しか知り得ない上、秘密の保持が義務付けられています。また、通報があつたことを明らかにしないで、「調査を行うなど、」通報者の秘密の保持に最大限の配慮をします。とあるが、「調査を行うなど、」に変更を加えたかについても、当初、通報扱いとすることは想定せず、ここまでの確認はしていなかったもので、説明されたい。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和5年6月27日	諮問
令和6年3月18日 第1部会（第9回）	審議
同年 4月23日 第1部会（第10回）	審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求は、令和4年1月25日に県に配達されたレターパックによる知事への善処要望＝陳情（書）の監察評価課が取得した年月日の記録（メモ等を含む。）の公開を求めるものである。

本件公開請求に対し、実施機関は、文書が不存在であるとして、条例第12条第3項の規定により、その請求を拒否する本件処分を行った。また、弁明書において、本件レターパックにより送付された文書は、1年以上保存する必要のない軽易な文書であり、所属における收受印の押印義務がないが、公文書の取得の年月日が分かるようにしておかなければならないことから、監察評価課が受領した年月日を本件レターパックに手書きでメモしたものであり、本件レターパックは公文書には該当しないと主張している。

これに対し、審査請求人は、公開すべき文書が存在すると主張しているため、以下検討する。

2 監察評価課が文書を取得した年月日の記録について

(1) 特殊文書配布簿への記録について

文書規程第5条第3号は、親展文書は特殊文書配布簿に記録することとしている。同号の親展文書は、郵便法に規定された特殊取扱いによるものが対象であり、親展としてレターパックで送付された文書はこれに含まれないことは、当審査会の前身である徳島県情報公開審査会が、徳島県情報公開審査会答申第238号において示したとおりである。

そうすると、レターパックで送付された本件文書については、特殊文書配布簿への記録は必要ないということになる。

(2) 文書の收受の取扱いについて

文書規程第5条第2号は、「開封した文書（課又は課長以下宛てのものを除く。）は、その余白に県收受印（様式第4号）を押印」することとしている。

また、県收受印が押されなかった文書は、軽易なものを除き、主務課において主務課收受印を押印しなければならない（文書規程第7条第1項第2号）が、收受印を押印しない場合であっても、公文書の取得の年月日が分かるようにしておかなければならないこととされている（規則第3条第1項）。

(3) 封筒の取扱いについて

神戸市の公文書管理規程（昭和35年神戸市訓令甲第8号）第11条第2号は、「文書の余白、封筒その他の適当な箇所に様式による收受印」を押すこととしており、内閣官房の内閣官房文書管理規則（平成13年1月6日内閣総理大臣決定）第13条第4項は、「封書は開封しないで配布し、書留郵便物及び使送文書は書留郵便物使送文書受付簿（様式第7号）に所要の事項を記録し、当該文書の封皮等に受領印を押すこととしている。

これに対し、徳島県では、封書で届いた文書は、（封筒ではなく）封書の中身である文書に收受印を押すこととしており（文書規程第5条第2号）、規則及び文書

規程は、封筒について特に規定を置いていないことから、封筒を公文書としては認識していないものと解される。

(4) 本件レターパックについて

当審査会において、本件レターパック及びその内容物であった本件文書を見分したところ、本件レターパックに受領年月日が「R4. 1. 25 受取」と手書きでメモされている一方で、本件文書には収受印が押印されていなかった。

本件レターパックは、本件文書の送付に用いられた封筒であり、本件文書とまとめて管理されていない場合は、そのみでは規則及び文書規程の公文書に該当せず、条例第2条第2項の公文書には該当しないものである。

また、本件レターパックが、その内容物である本件文書とは別個に、その記載された内容に着目して組織で共用されたような場合は、これをもって新たな公文書が作成されたとみることできるが、このような事情は認められない。

以上により、本件公開請求に対し公開すべき公文書は存在しないとの実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも公文書公開請求において請求できない事項に関する主張や、本件処分とは関係のない主張であるから、当審査会はこれらについて判断する権限を有しておらず、また、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	